

第1号議案

真の地方分権の実現に向けた地方税財政改革の推進等について

真の地方分権を実現するためには、地方分権改革を我が国の必須の基本政策として位置付け、今後とも、確実に推進していく必要がある。

また、地方分権改革により地方公共団体の担う役割と責任は一層増大することから、真の「地方政府」の実現を目指し、地方公共団体が地域の実情に即し自主的・自立的な行財政運営を行うためには、税制の抜本的改革などを通じた地方税財源の充実強化が不可欠である。

さらに、東日本大震災により、製造業では多くの工場が被災し、農林水産業では農地や漁港が広範囲にわたり甚大な被害を受けたため、地方経済全体に深刻な影響が及んでおり、危機的な状況にある地方財政は歳入不足が更に進み、福祉・医療などを中心に住民生活への多大なる影響が懸念されている。

一刻も早く住民生活の安定を図るためには、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体の安定した行財政基盤を確立させることが急務である。

よって、政府においては、更なる地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「国と地方の協議の場」や地方分権改革に関する「提案募集方式」の活用を図りながら、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方へ事務・権限を移譲するとともに、福祉施設の「従うべき基準」をはじめとする法令による義務付け・枠付けの更なる見直しなど、地方の実情や意向を十分に踏まえた改革を着実に推進すること。

なお、国から地方への事務・権限の移譲に当たっては、事務執行に要する経費を賄うことが十分可能となるよう、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を最大限尊重の上、対応すること。

- 2 税制の抜本的改革においては、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税源の充実強化を図ること。その際には、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

なお、法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

- 3 地方公共団体が持続的かつ安定的に財政運営を行うことができるよ

う、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込みつつ、歳出においても社会保障関係経費のみならず、地方創生の推進への対応や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、単に国の歳出削減の目的で一方向的に地方交付税を減額することは行わないこと。

- 4 平成27年度までとされている退職手当債の発行条件に関する特例措置について、地方の財政運営に支障が生じないように、平成28年度以降も継続すること。

第2号議案

北方領土の早期返還について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、国民の長年の悲願であるが、戦後70年の節目を迎える今もなお、具体的な進展は見られていない。

よって、政府においては、北方領土の一日も早い返還を実現するため、より一層強力な外交交渉を行うとともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 北方領土教育など青少年対策の充実強化と国民世論の高揚に向けた啓発事業を推進すること。
- 2 北方領土隣接地域の振興対策を促進すること。
- 3 四島交流事業、北方墓参事業及び自由訪問事業の支援を強化するとともに円滑な実施を図ること。

第3号議案

少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響など、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっている。その克服に向けては、国と地方が一丸となり、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを強力に進めていくことが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 少子化対策の推進

- (1) 地方自らが、創意工夫により、地域の実情に応じた総合的な少子化対策を継続的に実施することができるよう、地方の取組に対する安定的な財政措置を講ずること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と家庭の両立が図られるよう、一般事業主行動計画の策定に対する支援や事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充など、両立支援の取組に対する財政措置を充実すること。
- (3) 不妊治療における高額な自己負担が軽減されるよう、医療保険適用の拡大や助成額の増大など、更なる支援措置を講ずること。

2 子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴い、保育や子育て支援等の「量的拡充」及び「質の改善」が図られるよう、必要とされる財源を確実に確保すること。
- (2) 発達障害をはじめとする障害児保育施策の充実に取り組むこと。
- (3) 子育て家庭の経済的負担が軽減されるよう、医療保険制度における未就学児等の医療費の一部負担金について、更なる軽減を図るとともに、対象年齢を引き上げること。
- (4) 妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査については、歯科健康診査も含めた総合的な健康診査とすること。

第4号議案

地域医療を担う医師の確保について

北海道・東北地域において、医療に関する最大の課題は、地域医療を担う医師の確保である。

当地域では医師確保に向け鋭意取り組んでいるものの、このままでは地域医療の確保・継続が危ぶまれているところであり、医師の絶対数の確保はもとより、へき地や、特に不足している産科、小児科、麻酔科などの特定診療科の医師の確保について、効果的な対策の充実強化が望まれるところである。

については、地域医療を確保するため、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むよう、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医師の絶対数の不足と地域偏在を解消するため、大学医学部定員増の恒久化を図ること。
また、地域別、診療科別の真に必要な医師数を把握するため、その基となる標準的な必要医師数の試算に係るモデル等を提示するとともに、医師臨床研修における研修医の地域への適正配置を促進するための具体的な施策の推進を図ること。
- 2 へき地及び特定診療科等における医師を確保するため、臨床研修終了後の一定期間、へき地等での診療を義務化するなど、実効性のある対策を推進すること。
- 3 これまでの診療報酬改定で、小児救急医療の充実等、特定診療科の偏在解消に配慮した措置がなされたが、医師の偏在解消に向けて更なる対策を講ずること。
- 4 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、専門医との連携の下、患者の全身状態を踏まえ総合的な診断を行うことのできる総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について、必要な措置を講ずること。
- 5 平成29年度から始まる新たな専門医制度の導入に当たっては、更なる地域偏在、診療科偏在を招くことがないよう十分に配慮すること。

第5号議案

地域雇用対策の拡充について

北海道・東北地域を取り巻く雇用情勢は、着実に改善しているものの、依然として全国に比べ厳しい状況にある地域も多く、円安に伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等が地域の中小企業や農林水産業への不安材料となっており、先行きは不透明な状況にある。

地域においては労働力人口の減少が急激に進んでおり、地域の活力を維持しつつ、産業の振興を図るためには、労働力の確保、労働者の資質向上が急務となっており、地方創生の観点からも、地域における雇用の創出や人材育成、地域企業の処遇改善の取組は重要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 良質で安定的な雇用の創出に向けた、地域が取り組むプロジェクトへの支援など地域雇用対策を充実するとともに、より自由度の高い新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 新規学卒者をはじめ若年者の雇用促進のための施策を充実・強化すること。
- 3 非正規労働者については、その働き方に見合った均衡処遇の確保を図るとともに、正規労働者への転換等のための支援制度の更なる拡充を行うこと。
- 4 季節労働者の雇用の安定と通年雇用化を促進するため、施策の充実・強化を図るとともに、公共工事の平準化等による冬期雇用の拡大を図ること。

第6号議案

高齢者・障害者施策の推進について

介護サービスを担う人材については、給与が低い水準にとどまっていることなどから、離職率が高く、介護に携わる職員の確保が困難となっており、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護サービスの供給を推進するに当たり、大きな課題となっている。

また、障害者施策については、平成24年6月に障害者自立支援法の改正法（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）が成立し、平成26年4月1日には全て施行されたが、この法律により進める施策以外の施策についても、適切な措置を講ずることが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 介護人材の確保

介護サービスを担う人材を確保するため、介護職員処遇改善加算について、現行制度では賃金改善が事業者（法人）全体で満たしていればよいとされているが、賃金向上が特定の職員や一部の事業所に偏らず、派遣職員も含めて介護に従事する全ての職員に反映される制度とし、確実に介護職員の賃金改善につながる措置を講ずるとともに、保険料の引上げや地方の負担増とならない制度とすること。

2 障害者施策の推進

- (1) 地域生活支援事業については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 障害福祉サービス等提供事業者の報酬及び配置基準については、実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。

第7号議案

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019日本開催における北海道・東北地域への開催効果の波及について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、現在、開催に向けた準備が進められている。また、2019年には、ラグビーワールドカップも日本で開催される。

これら世界規模のスポーツイベントが我が国で開催されることは、国民に感動や勇気、活力を与えるだけでなく、日本が東日本大震災から立ち直った姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを示すとともに、社会や経済を活性化する大きな契機となるものである。

北海道・東北地域においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、今なお、多数の方々が避難生活を余儀なくされており、また、発生から4年が経過した今も原発事故による深刻な風評被害に苦しんでいる。

このような中で、ひとめぼれスタジアム宮城（宮城スタジアム）や札幌ドーム等においてオリンピックのサッカー競技などが開催され、また、釜石市でのラグビーワールドカップの試合が開催されることは、被災地や被災者に元気を与え、復旧・復興に大きな弾みがつくものである。

また、これらの競技大会の開催は、スポーツの振興や青少年の健全育成のみならず、世界各国から訪れる観光客の誘客、食や観光などの豊富な資源の発信、競技練習会場の誘致などを通じ、国際交流や経済交流の進展等が期待されるとともに、原発事故による風評被害を払拭できる絶好の機会であり、北海道・東北地域の更なる活性化・振興に大きく寄与するものと考えられる。

ついては、「東日本大震災からの復興の加速と世界への感謝」を掲げる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催による、スポーツの振興、地域活力の向上、国際交流の促進等の様々な効果を、被災3県はもとより北海道・東北地域全体に波及させていくため、次の事項について、地域の主体的な取組を基本としつつ、政府の強力な支援のもと、積極的に推進されるよう強く要望する。

- 1 選手団の事前キャンプについて、北海道・東北地域への優先的な誘致が実現するよう積極的な支援を図ること。
- 2 ひとめぼれスタジアム宮城（宮城スタジアム）及び札幌ドーム等でのオリンピックのサッカー競技や岩手県釜石市が試合会場として決定

したラグビーワールドカップ2019では、集客力や世界への発信力を期待し得る試合を開催すること。

- 3 オリンピック・パラリンピック競技大会等は、北海道・東北地域が有する食・観光などの豊富な資源を発信し、原発事故による風評被害を払拭できる好機であることから、大会組織運営においては、選手村への食材提供など様々な面で北海道・東北地域が参入しやすいオープンな仕組みをつくること。

第8号議案

国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものである。

ILCの建設地は日本が最有力とされており、研究者で構成されているILC立地評価会議は、岩手県と宮城県にまたがる南部北上山地を最適の建設候補地とした。

ILCが実現した場合、宇宙誕生や質量の起源など、人類存在の核心に迫る謎の究明が進み、日本が世界に、そして人類に対して大きく貢献するとともに、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものとなる。

ILCは、未来を担う世代に引き継ぐ大きな財産であり、その実現に向けて、東北地方の産学官民が一体となった体制を構築し、ILCの受入態勢の構築に万全を期すとともに、国民的理解を広めるための取組等を強力に行っていかなければならない。

よって、次の事項が実現するよう強く要望する。

- 1 国において、ILCの国内誘致の方針を早期に決定すること。
- 2 資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めること。

第9号議案

学校教育の充実に向けた教職員定数の改善について

教育は、「国家百年の大計」と言われるとおり、国の発展にとって最も力を注いで取り組むべき課題である。とりわけ、少子化が進行している我が国においては、これからの社会を支え、発展を担っていく子どもたちに対し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばすためのきめ細かな教育を提供していくことが不可欠である。

しかしながら、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が6月1日に取りまとめた「財政健全化計画等に関する建議」において、今後の少子化の進行に伴い、小・中学校の教職員を平成36年度までに約4万2千人削減できるとの試算が提示された。

現在の学校現場を見ると、教員の勤務時間はOECD諸国の中でも長いとされており、その一方、子どもと向き合う時間の少なさが指摘されている。このような状況において、教職員の削減を進めることは、真に子どもたちの能力を引き出す教育の実現に逆行するものである。

よって、政府においては、教職員の質と数を一体的に強化し、きめ細かな指導を可能とする学校体制の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 少人数教育によるきめ細かな指導が全ての学級で展開できるよう、指導方法工夫改善加配を拡充すること。
- 2 いじめ、不登校といった児童生徒の問題行動や特別支援教育等の学校が抱える課題に組織的に取り組むことができるよう、児童生徒支援加配及び特別支援教育等に係る加配を拡充すること。
- 3 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に様々な教育課題への対応が求められていることから、教員に加えて多様な専門スタッフの加配を拡充すること。
- 4 各都道府県の教育委員会が、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用・配置することができるよう、教育環境充実のための教職員定数改善計画を早期に策定すること。

第10号議案

工業振興の推進について

北海道・東北地域における工業振興は、国土の均衡ある発展を図る上で、極めて重要な課題であり、また、今後、高い成長が見込まれる産業分野として低炭素型産業が世界的に注目されている。

このような中、再生可能エネルギーなどの地域資源を活用した産業及びそれに関わる人材の育成を図りながら、本地域への企業の誘導、新事業の創出など、新しい工業発展の拠点及び集積形成を積極的に推進するための施策を強化する必要がある。

よって、政府においては、次の事項についてその実現を期すよう強く要望する。

1 地域における新事業の創出

- (1) 新事業の創出に向けた総合的な支援体制を整備すること。
- (2) 新事業創出のためのソフト活動等に対する支援策の充実・強化を図ること。
- (3) 企業立地促進法（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）に基づく支援制度の拡大・充実を図ること。

2 苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両国家プロジェクトについては、計画的かつ実効性のある開発の推進を図ること。

第 11 号議案

中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しについて

中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要である。

しかしながら、現在の事業承継に係る税制では、中小企業が存続していく上で必要な経営者の個人名義となっている事業用資産に対しても一般資産と同じように相続税・贈与税が課されており、加えて、取引相場のない株式についても経営状態の良好な企業ほど評価額が高額となり、税負担が大きくなっている。このことが、信用力や資金力に乏しい中小企業の事業承継にとって大きな障害となっている。

平成 27 年度税制改正の大綱では、個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置について、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討することとされているが、中小企業の活力を生かし、国が成長戦略で進めている中小企業の躍進を図るためには、事業用資産を一般資産と区分し非課税とする、あるいは課税する場合でも、事業の継続に支障がないような評価・課税方法とするなどの措置が必要である。

よって、政府においては、中小企業の存続を図るという大局的な見地から、中小企業の事業承継に係る税制の抜本的な見直しを行うよう強く要望する。

第 1 2 号議案

新幹線鉄道の建設促進等及び並行在来線への支援措置等について

新幹線鉄道は、我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するとともに、北日本全体の発展基盤及び強靱な国土・地域づくりの軸となるものであり、北海道・東北地域の発展に果たす役割は極めて大きいものがある。

一方、整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線区間や既に開業している並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担うなど、国民経済全体に多大な便益を与える重要な役割を果たしている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 新幹線鉄道の建設促進等について

- (1) 北海道新幹線「新青森・札幌間」については、「新青森・新函館北斗間」の万全の体制による 1 日も早い開業、「新函館北斗・札幌間」の早期完成を図ること。

また、「東京・新函館北斗間」については、開業時からの 3 時間台の運行実現や時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。

さらに、青函共用走行区間の高速走行実現のための新たな方策によって必要となる経費について、地方負担を求めないこと。

- (2) 整備新幹線の工事費の縮減に努めるほか、地方財政の厳しい状況に鑑み、工事費の増嵩を含む整備新幹線の整備に伴う建設財源の確保及び地方負担の最大限の軽減について、財源措置の更なる拡充を図ること。

2 並行在来線への支援措置等について

- (1) 各並行在来線及び今後開業予定の並行在来線区間の維持のための地元負担に係る助成措置（運営費助成・特別交付税等）を講ずること。
- (2) 鉄道資産等の設備投資及び老朽化施設の更新に対する助成措置の拡充・創設を図るとともに、J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）を講ずること。
- (3) 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。
- (4) 北海道と本州を結ぶ寝台特急列車は、観光客をはじめ広域利用者の

重要な移動手段となっているほか、その存廃は並行在来線会社の経営に与える影響も大きいことから、広域運行を担うJRに運行本数を可能な限り維持することを働きかけること。

また、寝台特急「北斗星」の運行継続が困難な状況となり、並行在来線会社への影響が避けられないことから、並行在来線会社の経営維持を図るため、新たな支援措置を創設すること。

第13号議案

交通網の整備促進と財源の確保について

北海道・東北地域の発展可能性を顕在化させ、国土の均衡ある発展と産業経済の飛躍的な振興を図るためには、本地域の交通体系の整備を重点的かつ計画的に推進することが急務である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

I 道路関係

- 1 道路は、地方に暮らす住民の生活を支える基本的な生活基盤であり、地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、社会資本整備が遅れている地域に配慮した予算配分の仕組みとすること。
- 2 新たな交通需要に基づく直轄事業の事業評価等については、ネットワークとしての観点及び地方における多様な効果に加え、東日本大震災においてその重要性が再認識された代替性確保の観点も含め、更なる検討を行うこと。
- 3 国土開発幹線自動車道は、国土の骨格をなし、地方の自立を図る上で大きな役割を担うものであり、全国的なネットワークの整備を促進するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 整備計画区間の早期完成を図ること。
なお、「当面、着工しない」とされた区間についても、高速交通ネットワークの形成に欠かせない区間であることから、早期着手を図ること。
 - (2) 基本計画区間の早期整備着手を図ること。
なお、計画段階評価が終了した区間については、速やかに事業着手を図ること。
 - (3) 未着手区間の早期事業化を図ること。
- 4 高規格幹線道路のうち、一般国道の自動車専用道路を整備促進すること。
- 5 国土開発幹線自動車道の予定路線・基本計画区間に並行して既に事業着手している一般国道等を規格の高い道路として整備すること。
- 6 広域的な地域の連携強化のため、全国レベルの高規格幹線道路とともに、これと連携する幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を推進すること。
- 7 主要幹線道路の四車線化と都市部区間の拡幅及びバイパス建設など、国道改良事業を推進すること。
- 8 災害に強いまちづくりや緊急輸送道路、復興道路等の整備などの

事業促進とそれに伴う災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築、社会資本整備費の重点投資など、国土構造形成のための整備を緊急に進めること。

- 9 中心市街地の活性化など、地域の再生に資する市街地の道路整備を積極的に推進すること。
- 10 交通安全施設等の整備を積極的に推進すること。
- 11 道路情報基盤の整備を積極的に推進すること。
- 12 道路事業を円滑に推進するため、用地先行取得制度、代替地対策、税制を拡充すること。
- 13 冬期道路交通対策を積極的に推進すること。

II 空港関係

- 1 地方空港の整備については、今後とも長期的な視野に立ち、円滑かつ確実に実施されるよう、一般財源の拡充を含め、財源の確保に万全を期すこと。
- 2 積雪寒冷地の地方管理空港に不可欠な除雪車両及び空港の安全確保に不可欠な特殊車両の更新についての支援措置を新設すること。
- 3 空港の国際化を図るため、C I Q体制の整備等を推進すること。
- 4 航空交通の効率的な運航と一層の安全性を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- 5 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届け出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を設けること。

また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、航空会社に対しての運航費の補助や地域における利用拡大の取組に対する財政支援措置の拡充を行うなど、地方路線の維持・拡充のための措置を講ずること。

- 6 見直しが進められている空港整備勘定について、地方自治体が独自の裁量で路線維持や利用促進等を図るために実施するソフト事業についても活用できるよう、用途の拡大を図ること。
- 7 航空会社を取り巻く状況が厳しさを増す中、地方路線を維持していくため、羽田空港発着枠については、「1便ルール」及び「3便ルール」の運用を継続するとともに、地方路線維持のための「政策コンテスト」を継続的に実施するなど、少便数路線を優先する仕組みを拡充すること。
- 8 羽田、伊丹などの混雑空港の発着枠について、離島を含む地方路線に優先的に配分すること。

また、これに併せて、羽田空港における小型機乗り入れの運用を緩和すること。

- 9 航空会社の経営を圧迫している航空機燃料税等の減免を継続するとともに、地方自治体が減収とならないよう、地方特例交付金などの財源措置を行うこと。

III 鉄道関係

- 1 太平洋側と日本海側との幹線交通ネットワークの相互補完性を強化するため、主要幹線である奥羽本線、羽越本線等の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善を図るとともに、その他の在来線についても電化等の整備により輸送力の増強に努めること。
- 2 大規模災害時において太平洋側と日本海側を横断的に結ぶ旅客・物資輸送のルート確保や接続性の改善を図ること。
- 3 羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。
- 4 風に対する運転規制値の強化や豪雨により、運休・遅延が頻発化していることから、安全・安定輸送確保対策のため、鉄道防災事業費補助について事業要件の緩和を図ること。
- 5 特定地方交通線、地方鉄道新線及び並行在来線の経営の第三セクター方式等による引受け路線について、次の措置を講ずること。
 - (1) 災害の未然防止及び車両更新等の計画的な設備投資を確実に図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算枠を拡充すること。
 - (2) 第三セクター鉄道等が所在する地域の高齢化等に鑑み、補助対象要件の緩和及び補助率のアップなど、交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度の拡充強化を図ること。
 - (3) 大規模自然災害を受けた第三セクター鉄道会社等の復旧工事に対する補助率のアップなど、鉄道災害復旧事業費補助制度の充実強化を図ること。
 - (4) 第三セクター鉄道等の経営の厳しい実情に鑑み、経営安定のための新たな支援制度や地方負担に係る所要の財源措置を創設すること。

IV 地方バス関係

- 1 地域住民の日常生活に支障が出ることをないよう、地方バス生活路線に係る予算枠を確保するとともに、地方の生活交通確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。
- 2 市町村の運行する路線バスやスクールバス等各種バスの一体的運行がなされるよう、関係省庁間での政策調整や財源措置の一本化を図ること。

V 港湾関係

- 国際拠点港湾及び重要港湾について、次の措置を講ずること。

- 1 港湾整備を計画的に進めるとともに、今後とも長期的な視野に立ち、港湾の整備が円滑かつ確実に実施されるよう、財源の確保に万全を期すこと。
- 2 国土強靱化の一層の推進を図るため、大規模地震対策施設としての耐震強化岸壁や、津波・高潮対策としての港湾施設、海岸保全施設の整備促進を図ること。
- 3 港湾機能を大幅に向上させるため、港湾に直結するアクセス道路の整備促進を図ること。
- 4 予防保全的な維持管理の考え方にに基づき、既存港湾施設・海岸保全施設のハード・ソフト両面から老朽化対策に対する支援を拡充すること。
- 5 2002年12月に「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」が改正されたことにより、国際貨物船が使用する港湾施設の保安対策が義務化され、現在、国において関連する施策が進められているが、施設管理者にとっても多大な負担が生じるものであることから、国の責任と役割を明確にし、施設管理者への支援制度等を拡充すること。
- 6 地域の活性化に向け、クルーズ船の受入環境改善のための施設整備やソフト施策の充実を図ること。加えて、港を核とした魅力ある地域の創造を図るため、「みなとオアシス」など官民が一体となった取組を促進すること。

VI 空港、港湾、道路等整備の連携

地域の国際化と地元企業の国際競争力の強化を担う港湾や空港、道路ネットワーク等の整備については、一体的かつ総合的な事業促進を図ること。

第14号議案

食料・農業・農村政策の確立について

北海道・東北地域の農業は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。

農産物流通の国際化が進む中で、本地域の農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、地域農業を担う多様な担い手が、厳しい経営環境の下でも安定的な所得を確保し、誇りと希望を持って農業経営に取り組むことができるよう、「食料・農業・農村基本法」の理念に基づく関係施策の着実な推進が重要である。

また、政府が平成26年6月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の推進に当たっては、本地域における農業協同組合や農業委員会等が果たす役割を踏まえ、地域の実情に即した検討が必要である。

一方、TPP交渉については、我が国において農業のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることを十分に踏まえ、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく、関係国との交渉を進めていくべきであり、我が国農業の将来に重大な影響を与えるWTO農業交渉や各国とのEPA等の交渉においても、我が国の提案を強力に主張していく必要がある。

さらに、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想されている中、主要先進国の中で最低の水準となっている我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確保するための施策を展開することが一層重要となっている。

特に、東北地方の農業は、東日本大震災に加え、いまだ収束の見通しが立たない原子力災害によりこれまでにない甚大な被害を受けており、農業者が持続的に安定した所得を確保し、これまで築き上げてきた農業を着実に次の世代へ引き継いでいくために、一刻も早い復旧・復興が求められている。

よって、政府においては、極めて厳しい状況にある農業の現状を踏まえるとともに、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、被災地の農業者の心情にも十分配慮し、今後の農業の着実な復興・発展を進めるべく、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 政府が進める農業改革に当たっては、農業協同組合や農業委員会等が果たす役割を踏まえつつ、中山間等地域の実情や農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、地域社会の維持・発展など多面的な

機能を担ってきたことなどにも配慮し、生産現場に混乱を来すことなく、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を広く聴き、慎重に議論を尽くした上で現場の農家の声を反映させ柔軟な見直しを図ること。

今後も地域の農業・農村振興や食料供給等を通じた国民生活に十分な機能を果たせるよう、必要な支援策を講ずること。

- 2 平成27年3月に決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、地域の農業の実情に配慮しながら、地域農業を担う多様な経営体が将来に希望を持って農業経営に取り組むことができ、持続可能な農業の確立による食料自給率の向上、更には農村の振興による地域経済の活性化や、農業の多面的な機能の発揮が図られるよう、関係施策の着実な実施と予算の十分な確保に努めること。

特に、経営所得安定対策については、農業者が将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。なお、収入保険制度については、農業生産や経営の状況を十分踏まえた検討により、適切なセーフティネットとなるよう制度設計を行うとともに適時、適切な情報提供を行うこと。

また、農地中間管理事業の制度については、道県及び市町村段階のマンパワーの確保など財政・運営面に対する支援を充実させるとともに、一部地方負担が課されていることから、地方負担が生じないよう早急に改めること。

肉用牛生産については、子牛価格の高騰を抜本的に解決するため、繁殖基盤の強化に緊急的に取り組むこと。

- 3 米の需給調整対策について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、需給及び価格の安定に対し、国がその役割を適切に果たしていくこと。

また、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について十分な予算を確保するとともに、各産地の取組に対する支援を充実すること。

特に、飼料用米については、多収性専用品種の開発・育成や安定多収生産技術の普及、生産・流通段階におけるコスト低減など、現場において様々な課題を抱えていることから、種子の確保対策や交付金による支援を継続することに加え、保管・流通施設の確保に向けた、国庫補助対象となる施設等の拡充や、効率的で簡便な生産数量の確認方法の導入など、飼料用米に取り組みやすい環境整備のための支援を強化すること。

- 4 平成30年産からを目途とした生産数量目標の配分廃止のあり方については、国による関与を確実に継続することを前提に、生産者や集荷業者・団体が主体的に作付け判断できるよう、米の需給に関する情報提供や、実効ある需給調整が確保される方策について更なる検討を行うと

ともに、その結果を早期に示すこと。

さらに、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えない対策を講ずること。

なお、米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

- 5 国産飼料に立脚した畜産・酪農の確立を図るため、飼料用米の利活用
の拡大や自給飼料の増産に向けた取組を加速すること。
- 6 食料の安定供給に向け食料自給率の向上を図るためには、持続的な農
業経営を支える経営所得安定対策とともに、農業生産基盤の保全管理・
整備による生産性の高い優良農地や安定した農業用水の確保が必要で
ある。

については、次に掲げる諸施策の積極的な推進に必要な農業農村整備事
業予算について当初予算を基本に十分に措置すること。

- (1) 意欲ある農業者への農地利用集積の加速化や、飼料用米をはじめと
する非主食用米や麦・大豆・雑穀などの土地利用型作物、地域特産の
園芸作物等の生産拡大による農業所得の向上に向け、地域の特性に応
じた農地や農業水利施設などの農業生産基盤整備を総合的に推進す
ること。
 - (2) 農業生産に不可欠な農業用水を安定的に確保するため、次々と耐用
年数を迎える農業水利施設の計画的な補修・更新に向けたストックマ
ネジメントの徹底など、長寿命化対策を強化すること。
 - (3) 農村地域において安定的な農業経営や安心・安全な暮らしを実現す
るため、農業用ため池の耐震性調査やそれに基づく補強・改修など、
防災・減災対策を推進すること。
- 7 農業・農村が有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢
をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のもの
として生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、農業の有する多面
的機能の発揮の促進に関する法律の施行に伴う施策の推進に当たって
は、十分な予算の措置と地方財政措置の充実に努めること。
 - 8 T P P 交渉については、平成 2 5 年 4 月の衆参両院農林水産委員会に
おける決議も踏まえ、断固たる姿勢で交渉に臨むとともに、国民に対し
十分な情報開示と説明を行うこと。

さらに、地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全、農村が担っ
てきた文化の維持・継承、地域社会の持続可能性など多面的な機能を有
する農業については、T P P 交渉の結果如何にかかわらず、食料安全保
障の観点から、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・
強化に向けた施策を講ずること。

- 9 W T O 農業交渉に当たっては、農業の多面的機能や食料安全保障の確

保などを適切に反映した貿易ルールを確立するため、関係国との連携を図りながら、引き続き、日本提案の実現に向け、全力を挙げて粘り強く交渉に臨むこと。

- 10 各国とのEPA等の交渉に当たっては、米や小麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、でん粉、軽種馬などの重要品目の関税が撤廃された場合、国内農業が甚大な打撃を受けるばかりか、農業の衰退に伴い地域の経済・社会の崩壊を招くとともに、国民への食料の安定供給が困難となるおそれがあるため、これら重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど強い姿勢で交渉に臨むこと。

また、平成27年1月に発効した日豪EPAに関して、豪州産牛肉の関税引下げ等による国内の畜産及び酪農への影響について徹底的な検証を行い、生産者をはじめとする国民に対して十分な情報提供を行うとともに、検証の結果、国内生産への影響が懸念される場合には、生産者が将来にわたり意欲的に経営を持続できるよう、生産性の向上や競争力の強化に向け、財源確保を含め、国の責任において十分な対策を講ずること。

- 11 農産物等の輸出が円滑に進むよう、残留農薬基準の設定や検疫制度、通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出対象国に対して取組を強化すること。
- 12 豚流行性下痢（PED）については、侵入経路の解明や生産現場における侵入・まん延防止対策への支援措置を講ずるとともに、発生農家への経営支援対策の充実を図ること。

また、豚肉出荷量の減少に伴う価格高騰への対応など、国産豚肉の安定供給に必要な措置を講ずること。

第15号議案

水産業の振興について

水産業については、近年の水産資源の減少や燃油価格の高止まりなどによる漁業経営の悪化、漁業就業者数の減少や高齢化の進行による地域活力の低下など非常に厳しい状況に置かれている。

加えて、トド、オットセイ、アザラシ類の海獣や大型クラゲ、ザラボヤなど有害生物による漁業被害が拡大しており、漁業経営に深刻な影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、「水産基本法」の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の実現のための総合的かつ計画的な施策の展開が求められている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 省エネルギー化（燃油節減対策等）に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

また、漁業生産者の経営安定のため、漁業共済制度の国庫補助率の引き上げや補助限度率の撤廃、漁業経営セーフティネット構築事業の特別対策発動要件の緩和などの一層の支援措置を講ずること。

- 2 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復や高品質化、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。
- 3 放射性物質やノロウイルス対策など水産物の安全性の確保、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展とともに衛生管理の高度化やPRなど輸出促進を図ること。
- 4 担い手の確保・育成のため、新規漁業就業者の受入体制づくりに支援するとともに、研修中の漁業後継者に対する就業準備金の給付条件の緩和と、新規就業後の収入が不安定な期間についても、一定の所得を確保する給付金による新たな支援を行うこと。
- 5 トドやオットセイなど海獣類による漁業被害防止対策の強化や被害・休漁等に対する補償制度を創設すること。
また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実・強化を図ること。
- 6 水産資源の基礎生産の場であるとともに、水質浄化や二酸化炭素の吸収など多面的機能を有する藻場の維持・保全等の環境生態系保全対策については、恒久的対策と位置付けて推進すること。
- 7 日本産水産物への輸入規制措置を行う韓国や台湾等の過剰な規制に対し、科学的根拠に基づいた冷静な対応を求め、我が国に課した規制を

解除するよう、WTOなどの国際機関の活用も含め、強力に働きかけること。

また、TPPなど貿易自由化に係る交渉にあっては、我が国の水産業の再生産が可能となるよう、分野別関税撤廃対象からの水産物の除外や漁業補助金の一律排除の阻止など必要な措置を講ずること。

- 8 ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。

また、ロシア連邦の法律により操業が困難となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、特段の支援を行うこと。

- 9 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

第16号議案

新しい森林・林業・木材産業政策の展開について

近年、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、生態系の維持など、地球規模での森林の重要性が改めて認識されるとともに、森林に対する国民のニーズも、木材の生産、国土の保全、保健・文化・教育的利用など、多様化・高度化し、豊かな森林資源を有する北海道・東北地域への期待も高まってきている。

しかしながら、景気回復の流れが広がりつつある一方で、特に人口減少が進展する山村地域において、林業・木材産業の生産活動の停滞や、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

このような中、国では、「日本再興戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく林業・木材産業の成長産業化を進めるため、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、森林の適切な整備・保全を通じた森林吸収源対策の推進などに取り組むこととしている。

よって、政府においては、適切な資源管理のもと、林業・木材産業の成長産業化により地方創生を図る、新たな森林・林業・木材産業政策について、次の事項を踏まえ、着実に推進するよう強く要望する。

- 1 公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するとともに、森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化などにより、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、住宅など民間施設への国産材の利用、さらには木質バイオマスのエネルギー利用など、川上から川下に至る地域の様々な取組を促進し、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図ること。
- 2 間伐や再造林等の実施、路網の整備など森林の整備・保全を着実に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策の地方負担に対する財政措置の充実と地方公共団体及び森林所有者における森林整備の費用負担の軽減化を図ること。
また、森林整備と林業振興に不可欠な林道や林業専用道の整備を促進するため、地方公共団体の財政負担が伴わない助成制度を創設すること。
- 3 松くい虫やナラ枯れをはじめとする森林被害について、防除対策をより一層強力に推進すること。

- 4 適正な森林整備を推進するため、地方公共団体が行う林業公社に対する支援について、財政支援を拡充するなど、実効性のある措置を早急かつ長期的に講ずること。
- 5 適正な森林整備のため、県が行う分収林事業についても財政支援を行うこと。
- 6 海岸部の防災施設や海岸防災林は、地域住民の命や財産、生活を守る重要な施設であることから、大津波対策を含めた総合的防災機能の再整備、強化を図ること。

第17号議案

食の安全・安心を確保する制度の拡充・強化について

食品の偽装表示や異物混入事件等の発生により、健康・生命に深く関わる「食」の安全・安心に対する国民の関心は、従前以上に高まっている。

北海道・東北地域が、今後とも国民に対する食料の安定供給に大きな役割を果たすためには、安全・安心な食品の供給に努めるとともに、消費者の信頼を確保する努力をしていかなければならない。

このような中で、「食」の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 加工食品の原料原産地表示について、表示方法の見直しや対象品目の拡大など、消費者及び食品事業者に分かりやすい表示制度を早急に確立すること。
- 2 トレーサビリティシステムの普及・定着を図るため、「食品トレーサビリティ『実践的なマニュアル』」の普及を推進すること。
- 3 BSE対策のあり方や有効性については、国の責任において、非定型BSEの調査研究の拡充・強化、今後の長期的な展望に立ったリスク管理や対策の有効性を科学的根拠に基づく工程表の作成・公表を行い、広く国民の理解浸透を図るとともに、万が一BSEが発生した場合の地域対策について、万全を期すこと。

また、外国産牛肉の輸入に当たっては、国の責任において「日本向け牛肉輸出証明プログラム」の遵守など、安全性の確保に万全を期すこと。

- 4 TPP交渉の結果、食品の安全基準が緩和されたり、遺伝子組換え食品の表示義務が廃止されるのではないかとの懸念があることから、これらを緩和または廃止することなく、現行の制度を堅持すること。

また、遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生の防止対策を図るとともに、一般作物との交雑・混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産・流通段階での隔離を徹底する施策を講ずること。

第18号議案

エネルギー政策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、これまで盤石と見られていた我が国の電力系統の脆弱性が露呈した。我が国は世界有数の電力消費国でありながら、島国のため他国からの電力融通が不可能な上、国内の東西で電気の周波数が異なり、電力系統が二つに分断されているといった特異な環境下にある。

このため、我が国の今後の震災復興やエネルギー政策の立案に際しては、中長期的な視点に立った電力供給安定化のための電力系統の強化策が不可欠である。

また、我が国が今後も世界をリードしながら地球環境問題の解決を図っていくためには、国際社会において相応の責任を果たすことが必要であり、本年末に予定されている国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に向けて設定した2030年度の温室効果ガス削減目標である、2013年度比マイナス26%の実現に向け、取り組む必要がある。

エネルギー政策基本法では、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」という3つの基本方針が示されており、国においては、平成26年4月に第4次エネルギー基本計画を策定するとともに、電力システム改革を推進している。

もとより、エネルギーは、国民生活や産業活動の基盤であり、将来にわたり、その安定供給が確保されることが重要であることから、未曾有の大震災による被災から立ち上がろうとする今こそ、エネルギー政策基本法の基本方針に立ち返り、国家百年の計に立った政策が必要である。

よって、政府においては、被災地の雇用を促進し、地域に根付いた企業が他地域に離散することなく、北海道・東北地域に投資しやすい環境を整えるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 エネルギー政策について

- (1) 今後のエネルギー政策については、国民生活・産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための低炭素社会の実現などの観点から、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向け、送配電網の強化などの具体的方策を講ずること。

原子力政策については、これまでの経緯や地域の実情等を踏まえつつ、原子力発電・核燃料サイクルの位置付けを含めた明確な国家戦略を示すこと。

- (2) 現在、国が進めている電力システム改革については、地域の実情

を踏まえ、どの地域にあっても改革のメリットが等しく享受できるよう進めること。

(3) 電力会社の電気料金値上げによる影響を緩和するため、省エネ設備や自家発電設備の導入など、中小企業支援施策の充実を図ること。

2 再生可能エネルギーの普及拡大について

(1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・東北地域における再生可能エネルギーの導入促進に向けて、基幹送電網の充実・強化を図り、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。

(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の下では、再生可能エネルギーが普及すればするほど電気料金が上がる仕組みとなる。東日本大震災の影響を受け、地元経済は現在も大変厳しい状況にあることから、被災地域をはじめとした北海道・東北地域の電力利用者に対する賦課金（サーチャージ）の負担が過重なものにならないよう配慮すること。

(3) 木質バイオマス等の利用を拡大するため、原料収集の低コスト・効率化やエネルギー利用効率向上のための技術革新を強力に促進するとともに、低質材など木質バイオマス燃料の供給とエネルギー利用に対する支援措置を拡充すること。

(4) 地方分権改革の理念を踏まえ、地方公共団体は再生可能エネルギーを導入する際、その効果、影響及び費用等について、地元への啓蒙活動を十分に実施することとするが、国は政策を進める上で地方の意向を十分に取り入れること。

(5) 太陽光パネルに関し、安価な輸入品が普及しつつあることから、国は、性能や寿命について評価し、国民に十分説明する体制を確立すること。

(6) 東日本大震災からの復興に当たって、まちづくりと一体で防災拠点整備を行う市町村に対し、平成28年度以降も再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金（いわゆる「グリーンニューディール基金」）を活用した事業が可能となるよう、事業期間を延長すること。

3 省エネ対策の強化について

(1) 省エネ家電のより一層の普及支援を図ること。

(2) 非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。

第 19 号議案

平成 28 年度以降における復興財源等の確保について

東日本大震災からの復興には、被災地方公共団体の財政規模をはるかに超える莫大な事業費の確保など、いまだに多くの課題が山積している状況にある。本格的な復興を着実に進めていくために、国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設など様々な財政支援措置が講じられているが、被災地の復興には長い年月を要するので、国の特例的な支援を継続することが必要である。

国は、平成 27 年 6 月 24 日の復興推進会議において平成 28 年度以降 5 年間の復興財源の枠組みを決定したが、被災地域住民の生活の安定を図り、本格的な復興を 5 年間で達成するためには、今回決定した枠組みでの予算確保等を行っていくことが必要であることから、政府においては、次の事項に確実に取り組むよう強く要望する。

- 1 被災地における復興まちづくりには長期間を要することから、国が決定した平成 28 年度から平成 32 年度までの今後の 5 年間の枠組みにおける、復旧・復興事業に必要な経費について、十分に財源を確保すること。
- 2 被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう、東日本大震災復興交付金や社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金をはじめとする「復興枠」による別枠での予算確保や震災復興特別交付税による確実な措置など、国による特例的な財政支援を継続すること。
また、平成 28 年度以降、復興特別会計から一般会計等に移して対応することとされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、平成 28 年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。
- 3 平成 28 年度以降は、一部被災地方公共団体の負担が生じることとなったが、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮するとともに、平成 28 年度以降の予算編成について、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえた上で、取り組むこと。
- 4 被災地方公共団体においては、震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施してきており、依然として人員不足が解消されておらず、特に、土木や保健などの専門知識を有するマンパワー不足が深刻であることから、国や他の地方公共団体等からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援、震災復興特別交付税による人件費等に

対する財政措置の継続など、人員確保に向けた支援をこれまでと同様に行うこと。

- 5 平成27年度限りで終了する震災等対応雇用支援事業について、平成28年度以降も雇用支援とは別な形で支援を検討するとしているが、この事業は復興に必要不可欠な事業であることから、引き続き同様の事業を継続できるよう、確実に予算措置を講ずること。
- 6 復興事業を円滑に進めるため、事故繰越手続の簡素化など、事務手続の簡素化の措置を継続するとともに、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化や各種手続の更なる簡素化等を引き続き行うこと。

第20号議案

平成27年国勢調査を基にした地方交付税の特例措置について

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、被災自治体においては、震災後、その自治体に住んでいた被災者が長期間にわたり、当該自治体外の仮設住宅などで生活している実態がある。

沿岸の被災地は、震災前においても、人口が減少していた地域であることに加え、今回の震災により、人口が激減していることから、それに合わせて被災自治体の税収が減少することが懸念される。

さらに、平成27年に実施される国勢調査において、仮設住宅など当該自治体から離れて生活している方々が当該自治体の人口として計上されないため、地方交付税の算定基礎となる人口が減ることから、地方固有の財源である地方交付税について、減額となる可能性が高いものとなり、その結果、一定水準の行政サービスが確保できなくなる可能性が高い。特に、避難指示が継続している福島県の自治体ではその影響が大きい。

これまで、三宅島の噴火で全島避難となった際に、平成13年度から平成17年度及び平成18年度から平成22年度に講じられた地方交付税の特例などがあり、今回の被災においても、被災者が本来の居住地に戻れない状況は、三宅島の例と同様の状況と言っても過言ではない。

よって、政府においては、特例措置について平成28年1月までに方針を決定することであるが、平成28年度以降の被災自治体の予算編成に支障が生じることのないよう平成22年国勢調査人口を基にした算定など、震災の影響を反映させないための特例措置を早急に講ずるとともに、可能な限り震災前と同水準の交付額とするよう強く要望する。

第 2 1 号議案

東京電力福島第一原子力発電所事故対策について

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波は、東京電力福島第一原子力発電所を襲い、全交流電源を失った上に、冷却機能も喪失し、大量の放射性物質が放出され、国際評価尺度で最も深刻なレベル 7 に位置付けられる重大事故に発展し、放出された放射性物質による影響は、いまだ継続しており、また、現在も汚染水問題をはじめ、頻繁にトラブルが発生するなど、依然、国民の不安を招く事態が続いている。

この事故により、福島県では、立地町や周辺市町村において多くの人々が避難を余儀なくされており、避難生活の長期化により雇用と生活の場を失うという状況に直面し続けている。

また、放射性物質の放出による健康被害への不安をはじめ、農林水産物の出荷・摂取制限や風評による損害、さらには企業活動の停止や観光客の大幅な減少など、原発事故の影響は個人から産業全般あるいは他県にも深刻な影響を及ぼし、その被害は広範囲に及んでいる。

こうした中、避難を余儀なくされた人々は、一日も早く故郷に戻り、これまでの平穏な生活を取り戻したいとの思いを抱いて、過酷な避難生活に耐えている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理対応については世界が注視しており、原子力政策を国策として推進してきた国は、人的、技術的支援を含めた世界の英知を集め、一刻も早い事態の収束を図るべきである。

また、放射性物質による汚染対策等は県境等の行政境で分けるのではなく、「放射性物質汚染対処特措法」の基本方針により、「線量に応じて」実施し、福島県民をはじめ隣接する県の県民、北海道・東北地域の住民、そして国民が安全と安心のもとで暮らすことができる措置を講ずるべきである。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 原発事故への対応

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」とする指針に基づき、福島が真の復興を成し遂げられるよう、次の取組を迅速かつ確実に進めていくこと。

- (1) 国が前面に立ち、汚染水対策をはじめとする東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 東京電力に対し、現場におけるリスク管理の徹底を求めるとともに、現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。

- (3) 「福島復興再生特別措置法」が平成24年3月31日に施行され、地域再生に向けた取組が図られたところであるが、住民の早期帰還を一層進めるために必要な措置を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、本年5月7日に施行されたところである。今後も福島復興再生特別措置法や同法の基本方針等に定められた施策を国、福島県及び関係市町村の適切な役割分担のもと確実に実施するとともに、同法に基づき、福島県の復興・再生の具体的な道筋を明らかにしながら、復興が完了するまでの間は、十分な予算措置を確実に講ずること。

また、復興の状況の推移に応じて、避難者支援に新たな措置が必要とされる場合は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(通称「子ども被災者支援法」)に係る施策の充実を図るとともに、更なる法制度の拡充を行うこと。

- (4) 原子力災害の影響により、水産業の復旧関連事業が大幅に遅れ、特に旧警戒区域の復旧整備は着手できていないことから、事業の推進については全面的に支援を行うこと。

また、旧警戒区域の漁場におけるガレキの撤去は、国が主体となって行うこと。

2 正確で分かりやすい情報の提供と測定体制の整備

- (1) 今回の原発事故により飛散した放射性物質は、立地県はもとより隣県をはじめ広範囲に拡散し、その影響は、飲料水、農林水産物等、住民の暮らし全体にまで及んでいることから、国の責任において大気中、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を更に充実し継続的な測定を行い、その測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を国民に速やかに提供すること。

また、国においては、海洋モニタリングを強化し、その測定結果を踏まえ、国の責任において海洋生物や人体への影響の有無を評価し定期的に公表すること。

さらに、測定結果等について丁寧に情報提供し、風評が生じないようにすることはもちろんのこと、万が一、地下水バイパス水等の排出により、風評被害等の損害が生じた場合は、その賠償について確実に措置すること。

- (2) 放射性物質に係る健康や生活に対する影響を踏まえ、科学的根拠に基づいた正確な情報を国民に分かりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康被害に関する全ての情報を速やかに公開すること。

(3) 立地県はもとより、周辺の都県等が実施する空間放射線量率の測定や農林水産物、飲料水、上下水処理等副次産物、土壌、海水等に含まれる放射性物質のサンプリング調査、測定機材の購入、測定等に係る経費については、既に対応した経費も含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

3 住民の健康対策

(1) 隣接県民を対象としたホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査などの健康調査を実施するとともに、国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる隣接県民をはじめとした国民の健康を管理する体制を構築し、国の責任において対応すること。

(2) 隣接県等の子どもをはじめとする住民を対象に、健康確保に必要な事業等の機動的・柔軟な実施を可能とする健康基金（仮称）を創設するなど、住民の健康管理に関する中・長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の除去対策

(1) 放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づき、迅速かつ着実な除染の推進に責任を持って取り組むこと。

また、除染に要する費用は全額国庫負担とするとともに、除染技術の研究を行い、効果のあるものは速やかに補助金又は交付金の対象とするなど、実態に応じた柔軟な執行を認めること。

(2) 汚染土壌の効果的な除染方策を直ちに提示するとともに、住民の年間追加被ばく線量の低減に向けた対策指針や放射線に対する影響の大きい乳幼児、児童生徒のための具体的対策を早急に策定し示すこと。

(3) 生活環境全体の除染については、住民が安心して生活することができるまで国の責任において確実に実施すること。

また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分については、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、最終処分方法を一刻も早く確立するとともに、処分先及び処分費用の確保を図ること。

(4) 農地や森林等の除染に係る技術を確立するとともに、消費者や実需者から選択される安全な農林水産物の生産に不安なく取り組めるよう抜本的・総合的な対策を策定し、国の責任において確実に実施すること。

また、水産業の再開に向けて、放射性物質による海洋や湖沼汚染の状況、そのメカニズムを解明するとともに、低減対策を講ずること。

(5) 放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥や汚泥・建設副産物などの廃棄物等のうち、特措法の指定廃棄物（8,000ベクレル/kg 超え）となったものは、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、確実に管理・処分を行い処分施設を確保すること。

また、その汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、特措法の基本方針に基づき、国の責任において、管理・処分に要する費用を負担し、国が責任を持って迅速、かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却灰や汚泥等については、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及させ、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

(6) 森林の除染については、森林内の放射性物質の動態変化に即した森林除染の方針を速やかに決定し、対策に着手すること。

(7) 河川全体の放射性物質対策に関する方針を速やかに決定するとともに必要な措置を講ずること。

(8) 福島再生加速化交付金によるため池等の放射性物質対策は、対策を行う市町村が必要とする体制への支援を行うこと。

5 原子力災害に伴う損害賠償等

(1) 原子力災害に関する損害について、完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、都道府県や市町村が対応した経費についても、全額を国において財政措置すること。

(2) 長期的な視点に立って風評被害や営業損害などについても幅広く捉え、全ての損害について十分な賠償期間を確保するとともに、国の全責任の下で、国が前面に立って、避難、帰還、移住における生活や事業の再建に向けた切れ目のない対策を講ずること。

(3) 東京電力に対し、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟に対応するよう指導するとともに、適切かつ確実な賠償が速やかに行われるよう、国が責任を持って財源の確保に努め、生活再建の施策を最後まで確実に講ずること。

(4) 田畑や山林の土地、立木などに係る損害賠償については、東京電力において請求受付が開始されたことから、国においても、事業再開に支障が生じることがない適切な賠償が速やかに行われるよう東京電力に対して強く指導すること。

(5) 東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を

控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

6 原子力発電所立地地域の復興

(1) 自主的な避難も含め、今回の事故により避難を余儀なくされている住民の多様な要請に応え、生活の質の向上を図るとともに、一日も早く故郷に戻り、元の生活を取り戻せるよう、避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。

(2) 原発事故に伴う特殊な状況において、被災地域又は周辺地域の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、施設の復旧補助、事業継続に必要な資金支援など、ハード・ソフト両面にわたる強力な支援措置を講ずること。

さらに、JR常磐線の避難指示区域内での復旧は、国策として原子力政策を推進してきた国に全面的な責任があることから、国が断固たる決意を持って地元地方自治体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を通じ、早期全線復旧を確実に促進すること。

(3) 地域コミュニティの再生が大きな課題となっていることから、避難自治体に対して、地域再生に向けた財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

また、原子力災害対策に要する行政経費を全額国庫負担とし、被災者支援等復旧・復興のために柔軟に活用できる交付金を創設すること。

7 原子力施設の安全対策

(1) 今回の原発事故について、事業者及びオフサイトセンターを含む国の初期対応をはじめ、事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供のあり方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。

(2) 新たな規制基準については、原子力規制委員会において国民に対する説明責任を果たし、この基準に基づき原子力発電所ごとに厳正な審査を実施すること。

また、新たな規制基準の今後の見直しに当たっては、現在も続く福島第一原子力発電所事故に係る検証はもとより、様々な関係機関や専門家、事業者の意見を聞きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映し、科学的根拠に基づく真に実効性のある規制を確立するとともに、国民に対し十分な説明を行うこと。

第 2 2 号議案

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評の払拭等について

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質に関する根拠のない情報や噂が氾濫したことで、国内外において健康被害や農林水産物に対する汚染など様々な不安が広がっている。そうした不安を背景に、放射性物質の影響を懸念した風評によって、農林水産業や観光業を中心にあらゆる産業が大きな被害を受けている。

その対策として、放射性物質についての正確な情報の発信、農林水産物を対象とした放射性物質検査の結果の公表やリスクコミュニケーションなど、風評の払拭に向けた理解促進策などに懸命に取り組んでいる。しかしながら、このような対策を講じても、いまだ消費者等の信頼回復には結びつかない現状がある。

また、時間の経過とともに国民の関心の低下による原発事故等の風化が進んでおり、国民全体が被災地への意識を持続し、正しい理解とともに共感や支援の輪を広げていく必要がある。

よって、政府においては、福島第一原子力発電所事故に伴う様々な風評を払拭するとともに原発事故等の風化を防止するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 正確な情報発信等

- (1) 風評の払拭のためには放射線に対する正しい知識の習得が不可欠であることから、国民が放射線と健康・食に関する正しい知識を身につけることができるよう、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、風評の払拭及び風化の防止を図るため、復興状況などの情報を伝え続けていく必要があることから、各自治体や関係団体が実施する情報発信等の取組に対する財政支援を継続・拡充すること。

- (2) 日本の主食である米をはじめ果物・野菜・林産物・水産物などの農林水産物に対する放射性物質の影響が懸念されていることから、農林水産物の安全性に関する正確な情報提供やPR活動を継続して行うとともに、国民の食品への安全・安心に関する信頼を裏切ることのないよう、想定されるあらゆる事態を考慮し、国の総力をあげて対応すること。
- (3) 国内外からの観光客を増やし、被災地における交流人口の拡大を図るため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など総合的な観光促進策を講ずることにより風評の早期払拭に努めること。

(4) 農林水産物等の貿易が円滑に進むよう、中国、台湾、韓国など諸外国の過剰な規制等の撤廃や風評払拭のための対策はもとより、諸外国に対する正確かつ積極的な情報の提供、安全・安心であることを証明する仕組みの構築など、国の責任において早急を実施すること。

2 検査体制の確保等

(1) 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物、工業製品、加工食品、水道水等の放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含めて全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とするなど、国の責任において検査支援体制を確保するとともに、安全性が確認された農林水産物等の販路の確保についても支援すること。

(2) 国から出荷制限要請の指示が出されている野生の山菜、きのこの出荷制限解除要件については、関係自治体による検査データを活用するとともに、検体数の確保が困難な地域においては、生態に即して柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣の肉の出荷制限解除要件についても、地域の状況に即して柔軟に対応すること。

(3) 工業製品個々における安全基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行い、産業活動の正常化のため業界団体への指導を強化するとともに、悪質な場合はその事業者名等を公表できるようにするなど、風評を払拭する取組を強化すること。

(4) 輸出を促進するため、港湾における検査体制の強化を図る必要があることから、県又は民間企業が行う放射線線量等の測定、貨物又はコンテナの除染、除染の際に生じた廃棄物等の保管や処分などの所要の経費については、全て国の責任において措置すること。